

# 第1章 災害予防計画

## 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 地震に強いまちづくり</b>				
地震に強い郷土づくり	全部局		全部局	交通・通信施設管理機関
地震に強いまちづくり	全部局			
<b>第2節 情報の収集・連絡体制計画</b>				
情報の収集・連絡体制の整備	総務部		全部局	岳南広域消防組合、郵便局
情報の分析整理	総務部			
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		
<b>第3節 活動体制計画</b>				
<b>第4節 広域相互応援計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第5節 救助・救急・医療計画</b>				
救助・救急用資機材の整備	総務部 消防部		危機管理部 健康福祉部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、日赤県支部
医療用資機材等の備蓄	健康福祉部			日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院
災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備	健康福祉部			日赤県支部、県医師会、中高医師会、飯水医師会、県歯科医師会、中高歯科医師会、飯水歯科医師会、災害拠点病院
消防機関、医療機関の耐震化	健康福祉部 消防部			岳南広域消防組合、医療機関
消防及び医療機関相互の連絡体制の整備	総務部 健康福祉部 消防部			岳南広域消防組合、医療機関
<b>第6節 消防活動計画</b>				
消防活動計画	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部	岳南広域消防組合、消防団

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第7節 水防活動計画</b>				
水防活動計画	総務部 建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合、水防管理団体
<b>第8節 要配慮者支援計画</b>				
<b>第9節 緊急輸送計画</b>				
<b>第10節 障害物の処理計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第11節 避難の受入活動計画</b>				
避難計画の策定等	総務部 健康福祉部 子ども部	住民	危機管理部 健康福祉部 県警察本部	
避難場所の確保	総務部		施設管理部局 教育委員会	
避難所の確保	総務部 健康福祉部		施設管理部局 教育委員会	
住宅の確保体制の整備	建設水道部	建設業者	危機管理部 建設部	
学校等における避難計画	子ども部 教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
在宅避難者等の支援	全部局		危機管理部	
<b>第12節 孤立防止対策</b>				
<b>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</b>				
<b>第14節 給水計画</b>				
<b>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第16節 危険物施設等災害予防計画</b>				
危険物施設災害予防計画	消防部	危険物取扱事業者、住民	危機管理部 健康福祉部	岳南広域消防組合
その他危険物施設等災害予防計画	総務部	危険物取扱事業者、住民	産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
<b>第17節 電気施設災害予防計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第18節 都市ガス施設災害予防計画</b>				
都市ガス施設災害予防対策			産業労働部	長野都市ガス(株)
<b>第19節 上水道施設災害予防計画</b>				
施設の耐震性及び安全性の充実	建設水道部	水道事業者	環境部	
施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施	建設水道部	水道事業者		

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
応急復旧応援受入れ体制の整備	建設水道部	水道事業者		
<b>第20節 下水道施設等災害予防計画</b>				
下水道施設等の耐震性の確保	建設水道部		農政部 建設部	
緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立	建設水道部	下水道事業者		
緊急用、復旧用資材の計画的な確保	建設水道部			
下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳の整備・拡充	建設水道部			
管渠及び処理場施設の系統の多重化	建設水道部		農政部 建設部	
<b>第21節 通信・放送施設災害予防計画</b>				
<b>第22節 災害広報計画</b>				
<b>第23節 土砂災害等の予防計画</b>				
<b>第24節 防災都市計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第25節 建築物災害予防計画</b>				
公共建築物	総務部 建設水道部		全部局	
一般建築物	建設水道部	住民	建設部	
落下物・ブロック塀等	建設水道部	住民	建設部	
文化財	教育委員会	文化財所有者	教育委員会	
<b>第26節 道路及び橋梁災害予防計画</b>				
道路及び橋梁の耐震性の整備	建設水道部		危機管理部 建設部 県警察本部	東日本高速道路株
関係団体との協力体制の整備	総務部 建設水道部			建設業各団体
<b>第27節 河川施設等災害予防計画</b>				
河川施設災害予防	経済部 建設水道部 消防部		農政部 建設部	
<b>第28節 ため池災害予防計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第29節 農林産物災害予防計画</b>				
農産物災害予防計画	経済部	住民	農政部	農業改良普及センター、農協
林産物災害予防計画	経済部	住民	林務部	中部森林管理局、森林組合

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第30節 二次災害の予防計画</b>				
建築物、構造物に係る二次災害予防対策	建設水道部		林務部 建設部 企業局	
危険物施設等に係る二次災害予防対策	総務部 消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
河川施設の二次災害予防対策	建設水道部		建設部	
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策	経済部 建設水道部		建設部	
<b>第31節 防災知識普及計画</b>				
住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動	総務部 消防部	住民、自主防災組織、企業等	全部局	岳南広域消防組合、消防団
防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及	総務部	防災上重要な施設の管理者等	全部局	岳南広域消防組合
学校等における防災教育の推進	子ども部 教育委員会			岳南広域消防組合
市職員に対する防災知識の普及	総務部			
大規模災害の教訓や災害文化の伝承	総務部	住民		
<b>第32節 防災訓練計画</b>				
<b>第33節 災害復旧・復興への備え</b>				
<b>第34節 自主防災組織等の育成計画</b>				
<b>第35節 企業防災に関する計画</b>				
<b>第36節 ボランティア活動の環境整備</b>				
<b>第37節 災害対策に係る基金等積立及び運用計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				
<b>第38節 震災対策に関する調査研究及び観測</b>				
震災対策に関する調査研究及び観測	総務部		危機管理部	岳南広域消防組合
<b>第39節 鉄道施設災害予防計画</b>				
鉄道施設災害予防計画			建設部	東日本旅客鉄道株、長野電鉄株
<b>第40節 積雪期の地震災害予防計画</b>				
雪対策の推進	総務部		危機管理部	
道路交通の確保	建設水道部	自主防災組織、住民	建設部	東日本高速道路株
鉄道運行の確保				東日本旅客鉄道株、長野電鉄株

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
航空輸送の確保	総務部		危機管理部 企画部	
雪崩予防計画	経済部 建設水道部		産業労働部 農政部 林務部 建設部	
家屋倒壊の防止	建設水道部		建設部	
消防活動の確保	消防部			
避難場所及び避難路の確保	総務部			
寒冷対策の推進	総務部 建設水道部			
スキー客等に対する対策	総務部 経済部			スキー場事業者
<b>第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</b>				
<b>第42節 観光地の災害予防計画</b>				
「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画」を参照				



# 第1節 地震に強いまちづくり

(全部局)

## 第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保及び耐火、不燃化の促進を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画（資料14-3参照）等を作成し、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等、地震に強いまちづくりを推進する。

## 第2 計画

### 1 地震に強い郷土づくり

#### (1) 市

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から土地の保全と住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの土地の保全機能の維持推進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1編第5節「被害想定」を参考に、減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

#### (2) 関係機関（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

### 2 地震に強いまちづくり

#### (1) 市

##### ア 地震に強い都市構造の形成

- (ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (イ) 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。  
なお、事業の実施に当たっては、効果的・効果的に行われるよう配慮する。
- (ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、

利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

#### イ 建築物等の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ロ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

(ハ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

(ニ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(ホ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

#### ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

(イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

(ロ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

#### エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

#### オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練等の積極的実施を促進する。

#### カ 災害応急対策への備え

(ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災知識の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(ロ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることによ

り、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- (イ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (ロ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (ハ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

(総務部)

### 第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

### 第2 計画

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 市

ア 被害状況等の調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練・保守点検を実施する。

ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備に努める。

エ 情報収集手段としてインターネット等の整備、活用に努める。

オ 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。(資料3-6参照)

カ 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置について検討していく。

キ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

##### (2) 岳南広域消防組合

災害時における消防活動を効果的に実施するため、住民からの通報、参集する消防職団員、情報収集班の派遣、ヘリコプターによる情報及び防災関係機関相互の情報交換等、あらゆる手段を講じて情報の収集に努める。

##### (3) 関係機関

ア 被害状況等の調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。

#### 2 情報の分析整理

市は、平常時より、自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

#### 3 通信手段の確保

- (1) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するほか、登録制メール「中野市すぐメール」等新たな災害時通信網の整備に努める。
- (2) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (3) 携帯電話、防災行政無線等の応急対策機器及び非常用電源設備の整備を図る。
- (4) 非常時に市役所と各地区を結ぶ通信手段の確保について検討していく。



節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第3節	活動体制計画	259	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	広域相互応援計画	259の4	

## 第5節 救助・救急・医療計画

(総務部・健康福祉部・消防部)

### 第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設、消防署等の耐震強化を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を図る。

### 第2 計画

具体的な計画については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に準ずる。ただし、消防機関、医療機関の耐震化については、次のとおりである。

#### (1) 市

消防署、医療機関は、災害発生時、応急活動の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、施設の安全性の確保には十分な配慮が必要である。

消防庁舎については、平成6年に建設されたものであり、耐震基準はクリアしている。

一方、市内の医療機関については、耐震構造の強化について指導するとともに、各医療機関の管理者が点検整備等を行い、耐震化に努める。

#### (2) 関係機関

ア 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努める。

イ 日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を実施する。

## 第6節 消防活動計画

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模地震発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 計 画

大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制による協力体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要である。

#### (1) 市

##### ア 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態、及び防火水槽が損壊する事態、さらに、道路の損壊による消防車両の進入障害が予想されることから、耐震性防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の活用等による消防水利の多様化を図る。

##### イ 消防団の充実強化

中野市消防団活性化計画に基づき、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員の確保と消防団施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

また、消防団活性化の推進を図るとともに、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

##### ウ 消防地理、水利及び危険区域の把握

岳南広域消防組合と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域の調査を実施して、消防体制の整備、消防水利の確保等に努める。

##### エ 応援協力体制の確立

長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県消防相互応援協定に基づき、岳南広域消防組合と調整を図り、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

##### オ 自主防災組織等の育成促進

発災初期における消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動が不可欠なことから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

#### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に適合するように、消防施設、設備及

び人員の確保を図るとともに、装備の近代化を促進する。

#### イ 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するために、圏域内の防災関係機関との連携協力関係を深め、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、自主防災組織等のリーダー研修及び防災訓練の実施により、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができる体制の構築を図る。

#### ウ 火災予防

##### (ア) 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時の同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想・知識の普及啓発を図る。

##### (イ) 予防消防の充実

消防法第8条に規定する、事業所等防火対象物の権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導を実施する。

また、消防法第4条の予防査察を計画的に実施し、災害時の人命危険がある場合には、必要な措置命令を行い、予防消防の一層の充実を図る。

##### (ロ) 危険物保有施設への指導

化学実験室、研究室、薬局等多種類の危険物を少量管理する施設の管理者に対し、地震発生時における火災防止について指導する。

なお、次に掲げるような地震時の転倒、落下により混触発火が予想される物品の管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

#### エ 活動体制の整備

大規模地震発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

##### (ア) 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

##### (イ) 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

#### (3) 住民及び自主防災組織

住民は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具は、直ちにその使用を中止して、火災発生の防止に努めるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない等、平常時から火災予防に留意し、さらに、火災発生時には初期消火活動が実施できるように努める。

## 第7節 水防活動計画

(総務部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

大規模地震発生時等において、堤防その他の施設が損壊し、浸水等のおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備・監視及び警戒活動体制の整備等について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 計 画

千曲川をはじめ夜間瀬川、篠井川、江部川、斑尾川、本沢川等の主要な河川は、順次改修が進められてきているが、集中豪雨時には家屋の浸水、地すべり等の災害に見舞われる地区もある。

今後、開発等による保水機能の低下により、水害発生の危険も増大しており、引き続き河川等の整備に努める。

このため、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

#### (1) 市

市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

- ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- イ 水防倉庫の整備（資料5－8～10参照）及び水防用・応急復旧資機材、排水対策用の移動ポンプの備蓄ほか、次に掲げる事項
  - (ア) 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - (イ) 資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- ウ 通信連絡系統の整備・活用、警報等の住民への伝達体制の整備
- エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- オ 河川ごとの水防工法の検討
- カ 居住者への立退きの指示体制の整備
- キ 洪水時における水防活動体制の整備
- ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- ケ 浸水想定区域に係る洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- サ 浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地の指定及び洪水予報等の伝達体制の整備
- シ 水防機関の整備
- ス 水防計画の策定
- セ 水防協議会の設置

ソ 水防訓練の実施（年1回以上）

- ・水防技能の熟練
- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

タ 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

(2) 岳南広域消防組合

- ア 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- イ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- ウ 地震時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- エ 洪水時における水防活動体制の整備

(3) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所、水防管理団体）

- ア 水防用・応急復旧資機材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において関係業界団体の協力が得られるよう努める。
- イ 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の啓発を図るため、水防訓練等を実施する。
- ウ 排水樋門等、水防関連施設の管理をする団体では、その操作方法の習熟と緊急時の協力体制がとれるよう努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第8節	要配慮者支援計画	295	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第9節	緊急輸送計画	302	
第10節	障害物の処理計画	321	



## 第11節 避難の受入活動計画

(総務部・健康福祉部・子ども部・建設水道部・教育委員会・学校長)

### 第1 基本方針

地震発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を実施するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

### 第2 計画

#### 1 避難計画の策定等

激甚な地震の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (1) 市

##### ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(ア) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(イ) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

##### イ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

(オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- a 給食措置
- b 給水措置
- c 排せつ措置
- d 毛布、寝具等の支給
- e 衣料、日用品、生理用品の支給
- f 負傷者に対する救急救護

(カ) 指定避難所の管理に関する事項

- a 避難受入れ中の秩序保持
- b 避難者に対する災害情報の伝達
- c 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- d 避難者に対する各種相談業務

(キ) 広域避難地等の整備に関する事項

- a 避難施設
- b 給水施設
- c 情報伝達施設

(ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- a 平常時における広報
  - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
  - 住民に対する巡回指導
  - 防災訓練等
- b 災害時における広報
  - 防災行政無線・音声告知放送、広報車、登録制メール「中野市すぐメール」、市公式ホームページ、ケーブルテレビコミュニティチャンネル等による周知
  - 避難誘導員による現地広報
  - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

ウ 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者として定めた区長、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者、社会福祉協議会、消防機関、警察機関に対し、避難行動要支援者本人が名簿情報の提供の拒否を申し出たときを除き、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

エ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとと

もに、帰宅困難者等へ確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

## (2) 関係機関

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成する。(全機関)

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

## (3) 住民

ア 家族が慌てず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

(ア) 家の中でどこが一番安全か。

(イ) 救急医薬品や火気などの点検

(ウ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

(エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

(オ) 避難するとき、だれが何をもち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。

(カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

(キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

## 2 避難場所の確保（資料 7-1 参照）

### (1) 市

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

ア 市は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ、隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

オ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

## (2) 関係機関

ア 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者にも周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

## 3 避難所の確保（資料7-2、7-3参照）

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

### (1) 市

ア 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。

また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の住民が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

また、避難所の感染症対策については、本編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。

オ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

カ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

キ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備

薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。

ク 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

ケ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

コ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

サ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

シ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ス 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

セ 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

## (2) 関係機関

ア 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力する。

イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者等に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

ウ 避難場所（避難路）については住民へ周知徹底する。

## 4 住宅の確保体制の整備

(1) 利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

(3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

(5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

(6) 周辺市町村が被災した場合、利用可能な市営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

## 5 学校等における避難計画

地震発生時、学校等においては、乳幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

### (1) 防災計画

ア 学校長等は、地震が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 地震対策に係る防災組織の編成
- (イ) 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- (ウ) 市（市教育委員会）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する地震防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (リ) 震災後における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

### (2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、以下の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の衝撃によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

### (3) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を点検する。

(4) 避難誘導

ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 防災計画の「児童生徒等の避難・誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。

(イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。

(ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。

(エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

**6 在宅避難者等の支援**

(1) 以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第12節	孤立防止対策	328	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第13節	食料品等の備蓄・調達計画	330	
第14節	給水計画	341	
第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	342	

# 第16節 危険物施設等災害予防計画

(総務部・消防部)

## 第1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震性の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。(資料9-1参照)

## 第2 計 画

### 1 危険物施設災害予防計画

#### (1) 市・岳南広域消防組合

##### ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震動による影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
  - ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
  - イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

##### イ 自主防災組織の整備促進

- (ア) 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- (イ) 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

##### ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

##### エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

##### オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

#### (2) 危険物施設を有する事業所等

##### ア 消火薬剤等の資機材の整備をする。

##### イ 従業員等を対象にした保安教育等の講習会を実施する。

ウ 地震発生時における周辺住民への周知伝達方法等の策定をする。

エ 危険物災害に対する自衛体制の強化を図り、隣接する危険物施設等との間に相互応援に関する協定を締結する。

(3) 住 民

ア 地震発生時の避難、通報、初期消火等の災害対応方法の習得に努める。

イ 少量危険物施設の防油堤の設置を促進する。

**2 その他危険物施設等災害予防計画（火薬類製造施設・高圧ガス製造施設・毒物、劇物保管貯蔵施設・放射性物質使用施設等）**

市においては、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがあるため、次の対策に努める。

(1) 施設の所在等、現況の把握に努める。

(2) 県及び関係機関と協力し、災害予防の対策を確立する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第17節	電気施設災害予防計画	371	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>



## 第18節 都市ガス施設災害予防計画

### 第1 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

地震の発生により、供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

### 第2 計 画

#### (1) 関係機関（長野都市ガス株）

ア 大規模地震災害を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。

イ 製造供給施設及び導管については、耐震性の向上を図るとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

ウ 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、地震時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。

エ 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

# 第19節 上水道施設災害予防計画

(建設水道部)

## 第1 基本方針

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実及び施設の耐震化を図る（古牧水源、田麦浄水場の発電機は、借上げとする。）。

## 第2 計 画

### 1 施設の耐震性及び安全性の充実

#### (1) 市

- ア 石綿セメント管及び老朽化した塩化ビニール管・铸铁管等の布設替を進める。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 断水等の影響を最小限にとどめるため、二系統水源及び受水二経路化を行い、配水系統間の相互融通性の強化を図る。

### 2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

#### (1) 市

ア 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。

- (ア) 指揮命令系統の確立
  - ・職員の非常招集
  - ・情報伝達の確保
  - ・班編成の強化
- (イ) 水道施設の被害状況調査、把握の方法
- (ロ) 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
- (ハ) 応急復旧の具体的作業、手順、方法
- (ニ) 応急復旧活動内容の周知方法
- (ホ) 施設管理図面等の管理及び活用方法

イ 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

### 3 応急復旧応援受入れ体制の整備

#### (1) 市

次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関等との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

## 第20節 下水道施設等災害予防計画

(建設水道部)

### 第1 基本方針

下水道（污水・雨水）、農業集落排水施設等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、系統の多重化等地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

本市の下水道事業は、「中野市生活排水等施設整備計画」に基づき、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業による下水道化を推進している。

今後とも、市民の生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に整備を推進する必要がある。

したがって、地震による被害が予想される地域には特に注意を払いながら、今後、建設する施設については、新耐震基準に基づいて、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、緊急用・復旧用資材の確保、復旧体制の確立を図る。

### 第2 計 画

#### 1 下水道施設等の耐震性の確保

- (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、河川に隣接している等低地に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて、補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、地質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、関係機関との緊急連絡体制の整備を図る。
- (2) 復旧体制について、被災時には、関係職員・業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する等の広域応援体制、民間業者との協力体制を確立する。

#### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時に、被災の状況を的確に把握し、また、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するために、緊急用資機材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄に努める。

#### 4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳の整備・拡充

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられており、下水道施設等が地震により被災した場合、被害状況を的確に把握できるよ

う、台帳のデータベース化を図り、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等を実施する。

## 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

下水道施設等は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一、被災を受けた場合でも、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。

市は、必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第21節	通信・放送施設災害予防計画	376	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第22節	災害広報計画	378	
第23節	土砂災害等の予防計画	379	
第24節	防災都市計画	381	



## 第25節 建築物災害予防計画

(総務部・建設水道部・教育委員会)

### 第1 基本方針

市は、地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、「中野市耐震改修促進計画」等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 第2 計 画

#### 1 公共建築物

##### (1) 市

ア 公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また、要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

##### イ 防火管理者の設置

岳南広域消防組合の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

##### ウ 緊急地震速報の活用

市が管理・運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

##### (2) 関係機関（全機関）

ア 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等を実施する。

##### イ 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

#### 2 一般建築物

##### (1) 市

##### ア 住民等が耐震改修等を行いやすい環境の整備

広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図る。

##### イ 耐震改修等に関する相談窓口の設置

耐震改修等に関する相談に対応するため、「耐震改修相談窓口」を設ける。

##### ウ 住宅・避難施設に関する支援等

住宅等の耐震化を促進するため、県と連携し、昭和56年以前に建築された木造一戸建て住宅等の耐震診断及び耐震改修について支援するとともに、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震診断等に関する支援制度を創設する。

##### (2) 住 民

建築物の所有者等は、必要に応じて、「わが家の耐震診断表」等を利用して耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

### 3 落下物・ブロック塀等

#### (1) 市

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するため、落下物及びブロック塀等の安全対策について、住民に対する普及、啓発活動を行う。

#### (2) 住民

外壁タイル及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を実施する。

### 4 文化財

#### (1) 市

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な財産であり、次世代に継承していくことが必要である。

市内の指定文化財のうち、木造建造物については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

各種文化財の防災を中心とした保護対策は、次の事項を実施し、防災意識の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災設備の設置促進を行う。

#### (2) 住民

所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備をするとともに災害予防に努める。

## 第26節 道路及び橋梁災害予防計画

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行い耐震性の確保を図るとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

### 第2 計 画

#### 1 道路及び橋梁の耐震性の整備

##### (1) 市

落石、盛土、橋梁等の点検に基づき、施設整備計画により耐震性に配慮して、緊急度の高い箇所から順次整備する。

##### (2) 関係機関（道路管理者）

ア 道路施設の耐震点検に基づく耐震補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。

イ 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、現場点検に努め、緊急を要するものから、逐次、必要な対策を実施する。

ウ 地震災害等に備え、防災訓練を実施する。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### (1) 市

建設業協会等と事前に災害時における応急復旧に関する業務協定を締結しておき、協力体制の整備と交通の確保を図る。

##### (2) 関係機関

ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力する。

イ 震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結する。

## 第27節 河川施設等災害予防計画

(経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが予測されるため、安全度の向上を図るとともに、耐震点検、整備等を行い、耐震性及び安全の確保に努める。

### 第2 計 画

#### 1 河川施設災害予防

地震による河川等の被害は、堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

このため、市は、水防計画に基づく体制づくりを図るとともに、施設整備計画により、河川管理施設等の耐震性の向上を図る。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第28節	ため池災害予防計画	411	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第29節 農林産物災害予防計画

(経済部)

### 第1 基本方針

地震による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱等の生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林産物集出荷貯蔵・処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進するとともに、農業農村支援センター、農協等と連携し、農業団体、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

### 第2 計 画

#### 1 農産物災害予防計画

##### (1) 市

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。

##### (2) 住民・関係機関

生産施設等における補強工事を実施し、施設の安全性を確保するとともに、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限度にするための安全対策に努める。

#### 2 林産物災害予防計画

##### (1) 市

市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するとともに、県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

## 第30節 二次災害の予防計画

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

### 第2 計 画

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 市

ア 災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士を受け入れる体制を整備する。

イ 地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### (1) 市・岳南広域消防組合

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

##### (2) 関係機関（危険物取扱事業所）

ア 危険物取扱事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

イ 危険物施設の耐震性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

エ 自衛消防組織の強化促進

オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

#### 3 河川施設の二次災害予防対策

##### (1) 市

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握すると

ともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく必要がある。

(2) 関係機関（河川管理者）

改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

**4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策**

(1) 市

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

## 第31節 防災知識普及計画

(総務部・子ども部・消防部・教育委員会)

### 第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 第2 計 画

#### 1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

##### (1) 市

ア 避難指示の意味及び発令時にとるべき行動のほか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄等防災思想の普及徹底を図る。

イ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか肌で体験できる機会を設ける。

ウ 自主防災組織等に対し、「防災ガイドブック」等をもとに各地区の防災上の課題を検討し、必要な対策を実施するよう指導するとともに、これに協力する。

##### (2) 岳南広域消防組合

ア 自主防災組織等の防災知識の普及、組織の育成に努める。

イ スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。

##### (3) 住民・自主防災組織・企業等

地区別防災マップ等を作成し、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応を図る。

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、次のような活動を通じて防災意識を高める。

ア 危険箇所、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

イ 発災時の連絡方法

ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

オ 備蓄食料の試食及び更新

カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

キ 男女のニーズの違いに配慮した対策の推進

ク 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則の周知や安否確認手段の検討

ケ 地域の防災マップの作成

コ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

サ 避難生活に関する知識の習得

また、企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 市

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

### (2) 岳南広域消防組合

旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

### (3) 防災上重要な施設の管理者等

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校等における防災教育の推進

(1) 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、市及び関係機関と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して、以下の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。

ア 防災知識一般

イ 避難の際の留意事項

ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ 具体的な危険箇所

オ 要配慮者に対する配慮

(3) 教職員向けの指導資料の活用や研修の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

## 4 市職員に対する防災知識の普及

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災担当の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、各種防災訓練、防災に関する研修・講習会等への参加を通じて防災知識の普及・高揚に努める。

## 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

### (1) 市

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組みを

支援する。

(2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第32節	防災訓練計画	417	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第33節	災害復旧・復興への備え	420	
第34節	自主防災組織等の育成計画	422	
第35節	企業防災に関する計画	424	
第36節	ボランティア活動の環境整備	426	
第37節	災害対策に係る基金等積立及び運用計画	427	

## 第38節 震災対策に関する調査研究及び観測

(総務部)

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究を実施することが必要となる。

### 第2 計 画

(1) 市

県による地震計が庁舎敷地内に設置され、庁内で地震規模が掌握できるようになっている。

市は、今後とも、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。

(2) 岳南広域消防組合

出火危険、延焼危険区域内での、延焼阻止線の調査研究を進める。



## 第39節 鉄道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震の発生に対処するため、耐震性に配慮し、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

### 第2 計画

#### 1 鉄道施設災害予防

##### (1) 市

本計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

##### (2) 東日本旅客鉄道㈱

###### ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的にすべての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

###### イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

###### ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

##### (3) 長野電鉄㈱

###### ア 計画目標

駅舎及び諸施設の改良・新設を推進して交通施設の整備強化を図り、安全輸送の確保に努めるとともに、地震災害に対して万全の処置を講じ被害の防止に努める。

###### イ 実施計画

###### (ア) 橋梁・電車線の鉄柱等整備

年1回定期的に点検・検査をして、不良箇所の補強を実施する。

###### (イ) 線路の整備

調査資料に基づき、防災工事が必要な箇所については、その対策工事を実施する。

###### (ウ) 災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安全と旅客公衆の安全を確保するため、防災・復旧訓練を実施する。

###### (エ) 災害用資材の整備

###### (オ) 落石、雪崩等の危険箇所に設置してある落石警報装置の点検整備

## 第40節 積雪期の地震災害予防計画

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

### 第2 計画

#### 1 雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものであり、市は、各防災関係機関と緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

#### 2 道路交通の確保

##### (1) 市

- ア 除雪体制を整備し、地震時には道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。
- イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

##### (2) 自主防災組織・住民

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪又は圧雪による避難路の確保に努める。

#### 3 鉄道運行の確保

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

##### (1) 鉄道各社（東日本旅客鉄道㈱、長野電鉄㈱）

- ア 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化
- イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

#### 4 航空輸送の確保

市は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪・圧雪体制を整備する。

#### 5 雪崩予防計画

市は、市内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

#### 6 家屋倒壊の防止

##### (1) 市

建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に

努めるものとする。

イ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

## 7 消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

### (1) 市・岳南広域消防組合

ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

イ 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

ウ 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

エ 多雪式消火栓の整備を図る。

## 8 避難場所及び避難路の確保

(1) 市は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備

イ 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進

ウ 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

(2) 市は、地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。

(3) 市は、避難誘導のための標識は、住民が安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

## 9 寒冷対策の推進

(1) 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

(2) 市は、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(3) 市は、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

## 10 スキー客等に対する対策

### (1) 市

市は、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について定めるよう努める。

### (2) スキー場事業者

スキー場事業者は、スキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるよう努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
第41節	住民及び事業者による地区内の防 災活動の推進	429	「第2編 風水害対策編」を使用し、 本文中の次の表記を読み替えて使用す る。
第42節	観光地の災害予防計画	430	●「風水害」を「地震」及び「震災」 に ●「風水害に対する安全性」を「耐震 性」に

## 第2章 災害応急対策計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第1節 災害情報の収集・連絡活動</b>				
緊急地震速報の伝達	全部局		全部局	放送事業者
報告の種別	全部局			
被害状況等の調査と調査責任機関	全部局			岳南広域消防組合
被害状況等報告内容の基準	全部局			
災害情報の収集・連絡系統	全部局			防災関係機関
通信手段の確保	総務部	アマチュア無線局開局者		岳南広域消防組合、NTT東日本、通信事業者
<b>第2節 非常参集職員の活動</b>				
活動体制の確立	全部局	区長	全部局	防災関係機関
災害警戒本部の設置	総務部			防災関係機関
災害対策本部の設置	総務部			防災関係機関
<b>第3節 広域相互応援活動</b>				
<b>第4節 ヘリコプターの出動要請計画</b>				
<b>第5節 自衛隊の災害派遣</b>				
<b>第6節 救助・救急・医療活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第7節 消防活動</b>				
消防活動	消防部	住民、自主防災組織	危機管理部 県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
救助・救急活動	消防部	住民、自主防災組織		自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
<b>第8節 水防活動</b>				
<b>第9節 要配慮者に対する応急活動</b>				
<b>第10節 緊急輸送活動</b>				
<b>第11節 障害物の処理活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第12節 避難受入れ及び情報提供活動</b>				
避難指示等	総務部		知事 県職員 県警察本部	自衛隊

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
警戒区域の設定	総務部		県警察本部	自衛隊、岳南広域消防組合、消防団
避難誘導活動	全部局	住民	県警察本部	自衛隊
避難所の開設・運営	総務部 健康福祉部 子ども部 くらしと文化部 教育委員会 学校長	住民、自主防災組織、ボランティア	危機管理部 教育委員会	日赤県支部
広域的な避難を要する場合の活動	総務部		危機管理部	
住宅の確保	建設水道部		危機管理部 建設部	
被災者等への的確な情報提供	総務部		危機管理部	
<b>第13節 孤立地域対策活動</b>				
<b>第14節 食料品等の調達供給活動</b>				
<b>第15節 飲料水の調達供給活動</b>				
<b>第16節 生活必需品の調達供給活動</b>				
<b>第17節 保健衛生、感染症予防活動</b>				
<b>第18節 遺体の捜索及び対策等の活動</b>				
<b>第19節 廃棄物の処理活動</b>				
<b>第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</b>				
<b>第21節 危険物施設等応急活動</b>				
<b>第22節 電気施設応急活動</b>				
<b>第23節 都市ガス施設応急活動</b>				
<b>第24節 上水道施設応急活動</b>				
<b>第25節 下水道施設等応急活動</b>				
<b>第26節 通信・放送施設応急活動</b>				
<b>第27節 災害広報活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第28節 土砂災害等応急活動</b>				
大規模土砂災害対策	総務部		農政部	
地すべり等応急対策	総務部 建設水道部	住民	林務部 建設部	岳南広域消防組合、消防団
土石流対策	総務部	住民	建設部	岳南広域消防組合、消防団
崖崩れ応急対策	総務部			
<b>第29節 建築物災害応急活動</b>				
公共建築物	全部局		全部局	
一般建築物	建設水道部	建築物の所有者等	建設部	
文化財	教育委員会	文化財所有者	教育委員会	

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
<b>第30節 道路及び橋梁応急活動</b>				
<b>第31節 河川施設等応急活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第32節 二次災害防止活動</b>				
建築物、構造物に係る二次災害防止対策	総務部 経済部 建設水道部	建築物の所有者等	建設部 企業局 県警察本部	道路管理者
危険物施設等に係る二次災害防止対策	総務部 消防部	危険物取扱事業者	危機管理部 健康福祉部 産業労働部 県警察本部	岳南広域消防組合
河川施設の二次災害防止対策	建設水道部 消防部		建設部	北陸地方整備局、岳南広域消防組合
山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	総務部 建設水道部		建設部	
<b>第33節 ため池災害応急活動</b>				
ため池災害応急活動	経済部		農政部	ため池管理団体
<b>第34節 農林産物災害応急活動</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第35節 文教活動</b>				
児童生徒に対する避難誘導	子ども部 教育委員会 学校長		県民文化部 教育委員会	
保育児童に対する避難誘導等	子ども部 教育委員会			
応急教育計画	子ども部 教育委員会 学校長			
教科書の供与及び授業料の減免	教育委員会			
P T A、地域に対する協力の要請	教育委員会			
<b>第36節 飼養動物の保護対策</b>				
<b>第37節 ボランティアの受入れ体制</b>				
<b>第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制</b>				
<b>第39節 災害救助法の適用</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				
<b>第40節 鉄道施設応急活動</b>				
鉄道施設応急活動			建設部	東日本旅客鉄道株、長野電鉄株
<b>第41節 観光地の災害応急対策</b>				
「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画」を参照				



# 第1節 災害情報の収集・連絡活動

(全部局)

## 第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

## 第2 対 策

具体的な対策については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、緊急地震速報等の地震情報の伝達については、次のとおりである。

### (1) 緊急地震速報の伝達

市域において、最大震度4以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、市防災行政無線によるサイレンの吹鳴・音声放送（自動的に起動）、音声告知放送センター装置による宅内放送が行われる。

### (2) 地震情報等の住民への伝達

市内で震度4以上の地震が発生したときには、市防災行政無線等により、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、市の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。

## 第 2 節 非常参集職員の活動

(全部局・区 長)

### 第 1 基本方針

市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び地域防災計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

### 第 2 活動の内容

具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 3 節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、職員の活動体制は、次のとおりとする。

なお、各体制の人員については、「動員人員配備計画表」(資料 2-7 参照)による。

(活動開始基準欄の◎は、指示によらない参集の基準を示す。)

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
事前体制	○危機管理課職員により情報収集・伝達を行う。 (警戒体制以降に継続するための事前対策)	右の基準に該当したときから、危機管理課長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度 3 の地震が発生したとき
警戒体制 (部課長)	○災害発生前の体制で、各部局連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係部課等の部課長で情報収集活動が円滑に行いいうる体制とする。	右の基準に該当したときから、総務部長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎震度 4 の地震が発生したとき
非常体制 (係長職 以上の職 員及び各 部長等が 指定した 職員)	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いいうる体制とする。	右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。	◎噴火警報(噴火警戒レベル 4・5)が発表されたとき ◎震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき ○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めたとき ( ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生するおそれのあるとき

<p>緊急体制 (全職員)</p>	<p>○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。</p>	<p>右の基準に該当したときから、市長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで。</p>	<p>◎震度6弱以上の地震が発生したとき ○大規模な災害が発生した場合、市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で市長が必要と認めたとき</p>
-----------------------	--	--	---

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用する方法
第3節	広域相互応援活動	751	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第4節	ヘリコプターの出動要請計画	756	
第5節	自衛隊の災害派遣	759	
第6節	救助・救急・医療活動	764	

## 第7節 消防活動

(消防部)

### 第1 基本方針

大規模地震発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは十分な応急措置が実施できないか、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 対策

#### 1 消防活動

##### (1) 市

##### ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳南広域消防組合と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

##### イ 情報収集

倒壊家屋状況、人的被害状況、道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行い、パニックの防止を図る。

##### ウ 応援要請等

(ア) 市長は、速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの出動要請計画」により要請する。

(ウ) 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」により派遣要請を求める。

##### (2) 岳南広域消防組合

##### ア 情報収集

(ア) 部隊の効率的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

(イ) 情報収集のための職員を配置し、参集職員、出場隊、消防署、市災害対策本部、招集消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

(ウ) 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

##### イ 通信体制の確立

通信・指令等通信統制の確立を図る。

ウ 現場活動

警防本部と各現場指揮本部は緊密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

エ 避難の指示

市長が住民に対し、避難の指示を行った場合、消防長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

オ 応援隊に対する措置

(ア) 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮命令系統・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者  
と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防組合連絡員を配備  
する。

(イ) 応援隊の宿泊施設又は野営場所、食料等について市と調整等し、後方支援する。

(3) 住民、自主防災組織等

ア 出火防止、初期消火活動等

住民は地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用  
器具は、直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに火災が発生した場合は、積極的  
な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大  
の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火  
防止を図る。

## 2 救助・救急活動

(1) 市

大規模地震発生時には、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想され  
ることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るととも  
に、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急  
活動を行う。

なお、本項については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

(2) 住民、自主防災組織等

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。

特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救  
助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第8節	水防活動	768	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第9節	要配慮者に対する応急活動	770	
第10節	緊急輸送活動	772	
第11節	障害物の処理活動	791	

## 第12節 避難受入れ及び情報提供活動

(全部局)

### 第1 基本方針

地震時においては、浸水、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難受入活動を行う。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

### 第2 対 策

#### 1 避難指示等

災害時に、地域住民の生命及び身体の保護及び災害の拡大防止のため、必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

##### (1) 避難指示等の実施機関、根拠等

ア 避難指示等を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

実 施 事 項	機 関 等	根 拠	対 象 災 害
避 難 指 示	市 長	災害対策基本法第60条	災 害 全 般
	水 防 管 理 者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警 察 官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災 害 全 般
	自 衛 官	自衛隊法第94条	災 害 全 般
	知事又は市長	原子力災害対策特別措置法第26条	原 子 力 災 害
指定避難所の開設、受入れ	市 長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行うことになっている。

##### (2) 避難指示等の意味

避 難 指 示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。
---------	---

### (3) 避難情報の区分

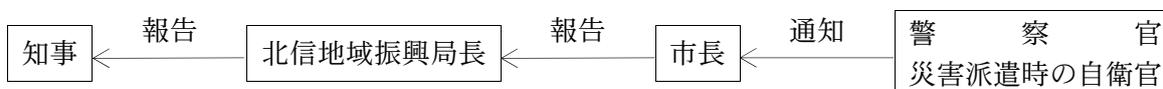
避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)</li> <li>●居住者がとるべき状況 命の危険 直ちに安全確保</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況 災害のおそれが高い</li> <li>●居住者がとるべき状況 危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。</li> </ul>

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に避難指示等を発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

### (4) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



ア 市長は、避難指示等を行ったとき又は他の実施責任者が避難指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を北信地域振興局長を通じて知事に報告する。

イ 警察官が避難指示をしたときは、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 水防管理者が避難指示をしたときは、その旨を中野警察署長に通知する。

エ 知事又はその命を受けた職員が避難指示をしたときは、直ちにその旨を中野警察署長に通知しなければならない。

### (5) 避難指示等の内容

避難指示等を行うに際して、次の事項を明確にする。

ア 避難を要する理由

イ 避難指示等の対象地域

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路

オ 注意事項

### (6) 住民への周知

ア 避難指示等を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

イ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効

果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

ウ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、住民等に対し指示する。

エ 市は、防災行政無線、音声告知放送、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、登録制メール「中野市すぐメール」等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

#### (7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生・児童委員、区長会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

#### (8) 市有施設における避難活動

災害発生時においては、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行うとともに、要配慮者に十分配慮する。

ア 施設等の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

イ 避難指示等の内容については、庁内放送による伝達等あらゆる広報手段を通じて、速やかに周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 実施者

ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）

イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項——市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

### (2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

### (3) 実施内容の周知・伝達

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

イ 前記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 避難指示等を行った者（実施機関）

##### ア 誘導の優先順位

要配慮者、特に避難行動要支援者を優先する。

##### イ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

(キ) 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

(ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

##### ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立退きに当たつての携帯品を、必要に応じ、最小限（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### (2) 住 民

##### ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。

##### イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、ア同様、出火防止措置をとつた後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

### 4 避難所の開設・運営

#### (1) 市

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者

のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。(避難所については資料7-1・7-2を参照。ただし、洪水時の避難所については資料7-5による。)

イ 指定施設が使用できないなど、必要に応じて指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。

ウ 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受け入れるべき者を誘導し保護する。

エ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 避難所運営について専門性を有した外部支援者

オ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

カ 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

キ 避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

ク 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

ケ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

コ 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

サ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給

等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。

(イ) 介護用品、育児用品等避難者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。

a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c 病院や社会福祉施設等への受入れ

(エ) 要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

シ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ス 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

セ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。

タ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。

チ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

## (2) 学校長等

ア 学校等が指定避難所として利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

イ 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。

ウ 児童生徒が在校時等に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長等は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、指定避難所内に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。

## (3) 関係機関

ア 指定避難所の運営について、必要に応じ市長に協力する。

イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設、要配慮者利用施設等においては、入所者の処遇の継続を

確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に被災者の受入れを行う。

ウ 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに市社会福祉協議会の日赤窓口と連携をとり、被災者救援に協力する。

(ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

(イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

#### (4) 住 民

指定避難所の管理運営については、市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

### 5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 被害が甚大で市域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。

(2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

(3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。

(4) 避難者を受け入れるときは、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

(5) 居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

### 6 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、市及び県は相互に連携し、市営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

#### (1) 市

##### ア 市営住宅の活用等

(ア) 利用可能な市営住宅等を把握し、被災者に提供する。

(イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

(ウ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

(エ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

##### イ 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が住居に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、市有地等（資料12-3参照）を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、市営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(オ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報提供

### (1) 市

ア 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

イ 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 市は、県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

エ 市は、県と連携し、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

### (2) 関係機関

ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。



節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第13節	孤立地域対策活動	805	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第14節	食料品等の調達供給活動	841	
第15節	飲料水の調達供給活動	843	
第16節	生活必需品の調達供給活動	844	
第17節	保健衛生、感染症予防活動	871	
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	873	
第19節	廃棄物の処理活動	874	
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	876	
第21節	危険物施設等応急活動	877	
第22節	電気施設応急活動	881	
第23節	都市ガス施設応急活動	882	
第24節	上水道施設応急活動	911	
第25節	下水道施設等応急活動	912	
第26節	通信・放送施設応急活動	914	
第27節	災害広報活動	915	

## 第28節 土砂災害等応急活動

(総務部・建設水道部)

### 第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断に努める。

### 第2 対策

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 市

警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

##### (2) 住民

警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 市

ア 県河川砂防情報ステーションを活用して警戒情報を住民に提供し、必要に応じて、本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の処置を講ずる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を実施する。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ 余震、豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生するおそれがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

ウ 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

##### (3) 住民

警戒情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

#### 3 土石流対策

##### (1) 市

必要に応じて、県河川砂防情報ステーションを活用して本章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づく避難指示等の措置を講ずる。

##### (2) 関係機関

ア 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。

イ 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土

砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(3) 住 民

警戒情報に注意を払い、指示が出された場合、これに迅速に従う。

#### 4 崖崩れ応急対策

(1) 市

ア 警戒情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

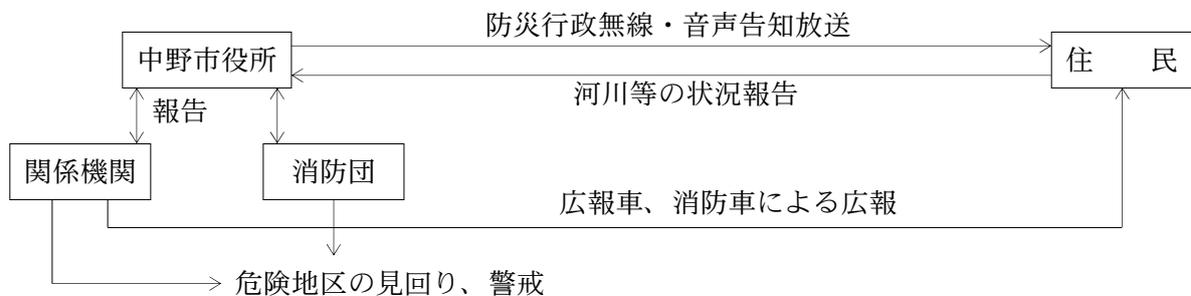
イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(2) 住 民

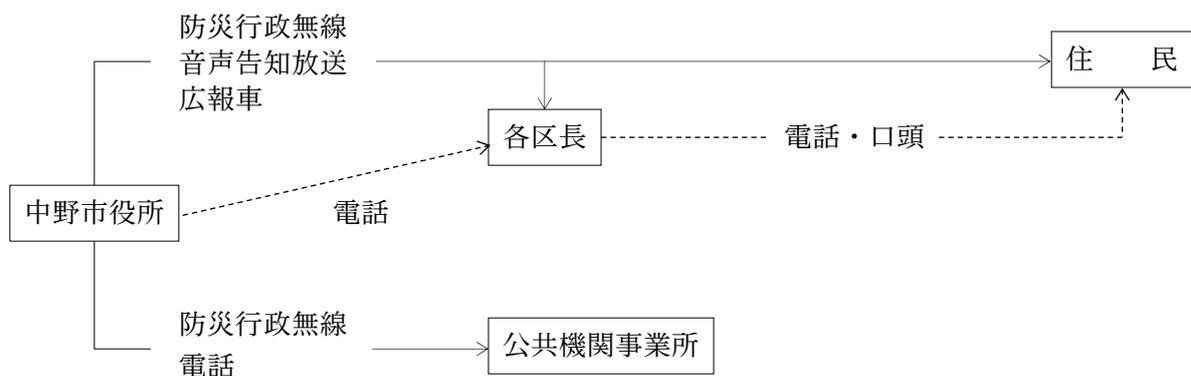
警戒情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 警報・避難指示等発表時の連絡系統等

(1) 警報を発表したとき（警戒体制）



(2) 避難指示等を発表したとき（避難体制）



## 第29節 建築物災害応急活動

(全部局)

### 第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

### 第2 対 策

#### 1 公共建築物

##### (1) 市

ア 庁舎、社会福祉施設、要配慮者利用施設、医療機関、市立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

イ 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を北信地域振興局長に対し行う。

ウ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

##### (2) 関係機関（全機関）

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

#### 2 一般建築物

##### (1) 市

ア 被害状況を把握し、危険防止のための必要な措置を講ずる。

イ 被害状況により、応急危険度判定士の派遣要請を北信建設事務所長に対し行う。

##### (2) 建築物の所有者等

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

#### 3 文化財

##### (1) 市

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、市内の文化財等に被害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

##### (2) 建築物の所有者等

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第30節	道路及び橋梁応急活動	920	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> </ul>
第31節	河川施設等応急活動	921	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第32節 二次災害防止活動

(総務部・経済部・建設水道部・消防部)

### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

### 第2 対策

#### 1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

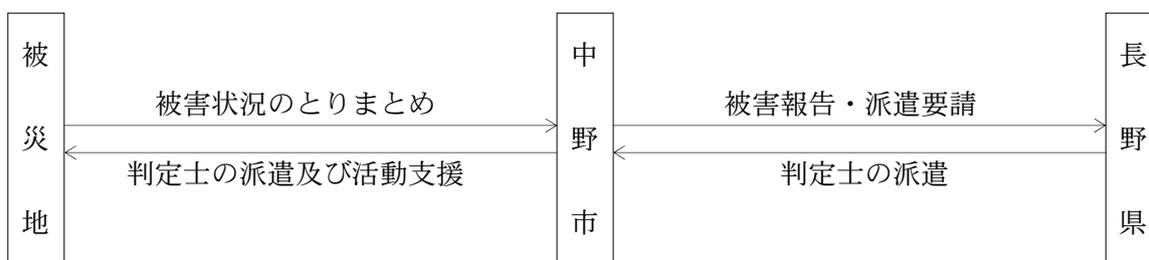
〈建築物関係〉

##### (1) 市

ア 被災地において応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- (ウ) 市内の被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 市は、必要に応じ、倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



##### (2) 建築物の所有者等

応急危険度判定士により危険度を判定された建築物の所有者等は、判定結果に基づき、必要な措置を講ずる。

〈道路及び橋梁関係〉

##### (1) 市

道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

##### (2) 関係機関

ア 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

イ パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

## 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

### (1) 市・岳南広域消防組合

危険物等は適正な管理がされないと、それ自体が大きな災害につながる。二次災害の発生及び拡大を防止するため、第2編第2章第22節「危険物施設等応急活動」を迅速かつ的確に実施する。主な活動内容は次のとおりとする。

#### ア 避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。

#### イ 危険物施設等の緊急使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

#### ウ 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

#### エ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設等の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

## 3 河川施設の二次災害防止対策

### (1) 市

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて、水防活動を実施する。

### (2) 関係機関（千曲川河川事務所、北信建設事務所）

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のため、応急工事を実施する。

## 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

### (1) 市

緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

## 第33節 ため池災害応急活動

(経済部)

### 第1 基本方針

地震の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。(資料13-9 参照)

### 第2 対 策

#### (1) 市

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

#### (2) 関係機関

- ア 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。
- イ 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第34節	農林産物災害応急活動	951	<p>「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「風水害」を「地震」及び「震災」に</li> <li>● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に</li> </ul>

## 第35節 文教活動

(子ども部・教育委員会・学校長)

### 第1 基本方針

学校及び保育所は、多くの児童生徒等を受け入れる施設であり、災害発生時においては、学校長及び所長の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料・保育料の減免等の措置を行う。

### 第2 対策

#### 1 児童生徒に対する避難誘導

##### (1) 市

学校長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

##### ア 第一次避難場所への避難誘導

- (ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (イ) 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出に当たる。

##### イ 第二次避難場所への避難誘導

- (ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒を誘導する。
- (イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、第二次避難場所に児童生徒等を誘導することとなった場合には、防災行政無線、電話等により保護者に周知し、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

##### ウ 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童生徒の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を教育委員会、市及び関係機関に報告又は連絡する。

##### エ 児童生徒の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

## 2 保育児童に対する避難誘導等

### (1) 市

所長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、保育児童の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

#### ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童を整然と速やかに、所庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合は、搜索・救出に当たる。

#### イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、第二次避難場所に児童等を誘導することとなった場合には、防災行政無線、電話等により保護者に周知し、保育所に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

#### ウ 避難勧告

避難場所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は搜索・救出に当たるとともに、避難状況を市及び関係機関に報告又は連絡する。

#### エ 児童の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。

(イ) 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育所又は避難所において保護する。

#### オ 災害後の保育事業の再開等

(ア) 災害により保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

(イ) 災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。

(ウ) 市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

## 3 応急教育計画

内容については、第2編第2章第36節「文教活動」に準ずる。

## 4 教科書の供与及び授業料の減免

内容については、第2編第2章第36節「文教活動」に準ずる。

## 5 P T A、地域に対する協力の要請

内容については、第2編第2章第36節「文教活動」に準ずる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用する方法
第36節	飼養動物の保護対策	957	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第37節	ボランティアの受入れ体制	957の2	
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	959	
第39節	災害救助法の適用	960	

## 第40節 鉄道施設応急活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

### 第2 対策

#### (1) 東日本旅客鉄道㈱

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

#### ア 被害状況の把握

東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ、広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

#### イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び受入れの方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

#### ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(イ) 東京地域本社管内及び長野支社管内で震度6以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣する。

#### エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用し得るよう、その方法及び運用について定めておく。

#### オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携の下に、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

#### カ 災害復旧

(7) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(1) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

(2) 長野電鉄株

ア 災害対策本部の設置

イ 本部は、次の業務を行う。

(7) 被害情報の収集と本部への伝達

(1) 職員の非常招集

(2) 災害箇所の調査及び報告

(3) 応急復旧工事用機器資材の調達

(4) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配を行う。

ウ 運転指令は、地震が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車無線により列車の停止手配を指令し、次の処置をする。

(7) 停止した列車番号・位置を把握し、被害の状況確認に努める。

(1) 震度4以下の場合、運転を再開する。この場合、状況が確認できないときは注意運転を指令する。

(2) 震度5弱以上の場合、線路の状態を総点検し、指示あるまで運転を再開してはならない。

エ 災害復旧に当たっては、早期復旧に全力をつくし危険箇所の点検後安全を十分に確認したのち運送業務に当たる。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第41節	観光地の災害応急対策	964	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 防災関係機関等の役割分担表

施策項目	役割分担			
	中野市	住民・事業所	県	関係機関等
第1節 復旧・復興の基本方針の決定				
第2節 迅速な原状復旧の進め方				
「第2編 風水害対策編 第3章 災害復旧・復興計画」を参照				
第3節 計画的な復興				
復興計画の作成	全部局		全部局	
防災まちづくり	全部局	住民		
特定大規模災害からの復興	全部局			
第4節 資金計画				
第5節 被災者等の生活再建等の支援				
第6節 被災中小企業等の復興				
第7節 被災した観光地の復興				
「第2編 風水害対策編 第3章 災害復旧・復興計画」を参照				



節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
第1節	復旧・復興の基本方針の決定	1121	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ●「風水害」を「地震」及び「震災」に ●「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第2節	迅速な原状復旧の進め方	1122	

## 第3節 計画的な復興

(全部局)

### 第1 基本方針

大規模地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 対策

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 市

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

##### (2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

#### 2 防災まちづくり

##### (1) 市

ア 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

また、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。

イ 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

(ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路等の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 前記イの目標事項の整備等に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

- (イ) 既存不適格建築物について、防災の観点から、その重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。
  - (ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。
  - (エ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
  - (オ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- エ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- オ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(2) 関係機関

市及び県等と連携を図り、整合性のある事業を実施するものとする。

(3) 住民

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、次世代のための将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

### 3 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法
第4節	資金計画	1126	「第2編 風水害対策編」を使用し、本文中の次の表記を読み替えて使用する。 ● 「風水害」を「地震」及び「震災」に ● 「風水害に対する安全性」を「耐震性」に
第5節	被災者等の生活再建等の支援	1127	
第6節	被災中小企業等の復興	1131	
第7節	被災した観光地の復興	1132	